

○厚生労働省令第五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百一十三号）第三十六条第二項、第三十七条第一項、第四十三条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「生活介護」の下に「就労継続支援A型」を加える。

第三十四条の二十二中第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える。

二 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五

号に掲げる事項並びに利用定員

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部改正）

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一百九十二条に次の二項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第二百九十二条第四項中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 第百九十二条に次の二項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第七百九十六条の次に次の二項を加える。

(運営規程)

第二百九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るもの）を除く。並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る）。賃金及び第二百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及

7 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他他運営に関する重要事項

第百九十七条中「第八十六条から」の下に「第八十八条まで、第九十条から」を加え、第二百九十七条において準用する第八十九条を「第二百九十六条の二」に改め、「第八十九条中〔第九十二条〕とあるのは「第二百九十七条において準用する第九十二条」とを削る。

第二百九十二条第四項中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 第百九十二条に次の二項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第七百九十六条の次に次の二項を加える。

(運営規程)

第二百九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るもの）を除く。並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る）。賃金及び第二百九十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

7 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他他運営に関する重要事項

第百九十七条中「第二項」を「第三項」と改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 第百九十五条中「第三十六条」を削る。

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第百九十二条の次に次の二項を加える。

3 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則